

令和元年度第1回環境審議会議事録

1. 開催日時：令和元年11月15日（金） 14：00～16：30

2. 出席委員：服部 保（会長） 尾内 良三（副会長） 大西 伸弥
金澤 和正 木村 紀雄 佐々木 信行
武田 義明 谷勝 公代 中野 加都子
長濱 秀郎 西山 英敏 住友 聡一

3. 欠席委員：朝治 一樹 中川 直也

4. 事務局職員の氏名及び職名

生活環境部長	高井 勝仁
環境課 課長	亀田 哲馬
環境課 課長補佐	山下 敦史
環境課 主任	繁治 健太郎

開発推進課 課長	藤本 晃
都市計画課 課長補佐	安福 陽一

令和元年度加西市環境審議会・会議の経過

開会

部長挨拶

課長による本会説明

議事進行交代

会長 どうも皆様ご苦労さまです。時間は余りありませんので、早速始めたいと思います。では議事に移りたいと思います。本日は2件の議題があり最初に「加西市気候エネルギー行動計画（第2次加西市地球温暖化対策）の策定について」諮問いただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局 <加西市気候エネルギー行動計画(第2次加西市地球温暖化対策地域推進計画)の策定についての諮問書読み上げ>

会長 諮問いただきました。ありがとうございました。
続きまして、諮問内容の詳細について事務局からご説明お願いいたします。

事務局 <詳細説明、資料1－3>
<地球温暖化対策検討部会の設置準備案について説明 資料1－2>

会長 ありがとうございます。

事務局 それから、なお部会に関して委員及び部会の会長については加西市環境審議会規則第6条ですね、それに基づき審議会会長から指名していただくことになっております。

会長 ありがとうございます。国際的に地球温暖化対策が叫ばれている中、本計画の策定は先進的であり、大変重要な意義があると思います。まず部会を設置し検討したいと思います。部会設置についてはよろしいでしょうか。異議がないようなので、部会を設置させていただきます。

次に、審査会規則により部会委員及び部会長は会長の私が指名することになっております。部会長には、申しわけございませんが中野委員を指名させていただきます。なお、部会員の人選は中野委員と相談しながら今年度末を目途に行いたいと考えています。決定次第、事務局を通じて皆様にご連絡させていただきます。

来年度末で4回ですか。という大変な部会なので、中野先生には非常にご迷惑をおかけしますが、よろしくお願いいたします。

それと、先ほどちょっと説明がありましたけれども、部会についてはオープンにしておりますので、全員に連絡が行くと思いますので、ぜひ出席してご意見をいただければと、部会員以外でも出席できますのでよろしくお願いいたします。

それでは、続いて2件目の議題に移りたいと思います。最初に、加西インター産業団地地区における騒音振動規制区域の指定について諮問いただきます。

事務局	<加西インター産業団地地区における騒音振動規制区域の指定について 諮問書読み上げ>
会長	それでは、続きまして諮問内容の詳細について事務局からご説明お願いいたします。
事務局	<詳細説明 加西インター産業団地地区計画の決定についての都市計画決定について説明>
事務局	<事業の概要説明>
事務局	<諮問案件の内容説明>
会長	ありがとうございました。今回の指定案は住友委員のご協力を賜りながら作成させていただきました。ぜひ補足等をお願いしたいと思います。
委員	事務局のほうで丁寧なご説明があったのですが、ちょっとわかりにくいところもあったのではないかなと思って補足説明をさせていただきます。 そもそも、この環境審議会でこの件をかけるかということは、地域の指定、環境に関する用途地域は都市計画法のほうで決まるのですけれども

騒音規制法のほうはこちらの環境審議会にかけないと指定できないということで、現状、今全部市街化区域じゃなくて調整区域になっているのですね。調整区域になっていたら、そこは都市計画用途地域に連動して騒音の規制がかかるのですけれども、今はそうじゃなくて、調整区域ですから2種というか、先ほども事務局から説明がありました2種という非常に厳しい基準がかかると。でも工場は来るのだったら、工場としてやっぱり2種ではちょっとしんどいよと。だから4種にしてくださいませんかというのが要望なのですね。ところが、都市計画決定されてない、市街化区域になってないところが今いきなりここは工業地区というわけにいかない、来年にならないと。だから、そういう意味で騒音の規制だけはとりあえず今説明がありましたように都市計画決定されている範囲においては、要は4種の基準を当てはめてはどうか、勝手にできますからね、やってはどうかというお話で今回環境審議会にかかっているわけですよね。

事務局

そうです。

委員

そういうことを踏まえて、あともう一つ皆さんわかりにくかったのと違うかなと思うのが、環境基準と規制基準、これについてもうちょっと詳しく説明しますと、事務局の説明もございましたけど、環境基準というのは人の健康と環境保全のために行政が目標とする基準なのですね。道路のそばも含めてね。要はこの値さえ持っとけば、人の健康には害は与えないだろうと。この環境を保全しなさいよというのが、環境基準なのです。

規制基準というのは、説明がありましたけども、工場から出てくる音、だから敷地境界線ですね、そこから出てくる音だけを規制しているのです。環境基準は全く関係ない。だから、環境基準と規制基準を見たら数値が全然違いますので、何か緩い版ときつい版かなという感じがしてしまいますけどね。環境基準には行政がせなあかん目標、規制基準は工場それぞれが守らなあかん目標、環境基準を守るために企業、工場等は規制基準を絶対守ってねと。だから罰則がついているのです。罰則をつけて、これを守ってくれたら行政のほうとしても規制基準や環境基準を守ることができるというような話になっておりまして、全く法律が違いますので、そこは緩い基準であるというようなこと、きつい基準であるといったような観点はお捨てになって、別の法律であるというふうにご理解いただきたいというふうに思っています。以上です。

会長 よろしいですか。非常にわかりやすいご説明で、皆さんもよく理解できたのではないかと思います。

 それでは、これより産業団地の現地視察を行いますので、移動をお願いいたします。質疑応答は現地視察の後に行いますのでよろしくお願いいたします。ちょっと時間が来ていますので、ちょっと現地視察の時間をまだ現地では何もないようなので、時間を短かめにさせていただいたらと思います。よろしくお願いします。

事務局 それでは、資料の２－１から２－４一式を持って行っていただきたいと思います。それから貴重品は持って出ていただきたいです。玄関前のバスに移動していただきますようお願いいたします。バスの座席表も持って行っていただいたほうがいいかもしれません。

 それでは、今からトイレ休憩をされる方もおられますので５分から１０分後ぐらいで、そろわれましたら出発ということで３時１５分をめにバスのほうへ入ってください。それでは、お願いいたします。

 （現地視察 開始 ）

 （現地視察 終了 ）

事務局 それでは、これより質疑応答を行います。議事進行については、議長からお願いいたします。

会長 これより質疑応答を行います。

 ご意見のある方は、挙手の上お願いします。

委員 規制がきつかって、そして今度は、こうやって規制されることによってあるいはまたバッファゾーンを入れることによってそういう規制が少し緩和されるというふうに理解していいのかというのが１つですね。

 それともう１点ですけども、審議会のほうへ諮問されることで、また会のほうで答申すると思うのですけども、例えば地域の合意といいますかそのあたり合意形成というか、そのあたりされているのか、あるいはまたこれからやっていくのかどうか、２点についてお尋ねしたいと思います。

事務局 実際言われるとおりで、今回この地域自体がこういう形で地区計画、都市計画の数年後計画区域が変わっていくという中で、今回そういう意味では、そういう地区指定をされていくという手順の中で緩和されていく緩和という表現がいいのかどうかちょっとあれなんですけれども、規制をこの地域に合わしていくというふうになっています。

地域の合意なのですけれども、県のほうが通達ですずっと出してきているのは、原則は用途地域を変えていくとき、こういった変えていくときに一緒に地域に縦覧をかけたとか、そういう手順をもって市民の意見を聞いて、当然変えていくと。今回、地区計画というのが先行してやっているのですが、そのときもその際についてそういった手順をとっているというふうに理解をさせてもらっていいですかね。

事務局 そうですね、含めてですね。

事務局 はい、ちょっと補足をさせていただきますと、これ今、令和元年度なのですけれども、具体的に１－２工区については造成が始まっていますが地元の説明をさせていただきましたのは平成２８年度。平成２８年度に区長の方、役員の方に主に相談をさせていただきました、２９年度に入ってから地元の方々に説明をさせていただいております。そういったところでは、基本的にはもう産業団地の造成についてはおおむね事業については賛成していただいております、その周辺に住んでおられる方は地権者の方が多ございますので、買収価格については幾らになるのかといったような、もうちょっと上がらないのかといったようなものはあったのですけれども、おおむね産業団地事業については理解いただいております。

やはり、こちらは農地なのですけれども、ほかの地域と同じかもしれないのですが、比較的高齢化、それから、担い手不足も進んでおりましてやはり次の世代になられる方からしても、少し農地の維持管理も大変だということで、地権者の方々につきましては比較的賛成をしていただいております。地権者以外についても、地元の方については平成２８年度から区長様、２９年度からは地元の皆様に対して説明会を実施しております。

委員 はい、了解です。

会長 ほかに何かございますでしょうか。

委員 さっき見させていただいたときからも、お宮さんみたいなものがありましたね。あれは移転になるのですか。

事務局 あちらにつきましては、そのまま置いておかしていただきまして、お配りさせていただいている図面からしますと、ちょうど、ちょっとすみません、小さくなるのですが、このあたりにお宮さんがあったと思うのです。そのあたりは開発工区の中で、必ず公園というのは設けないといけないことになっておりますので、その神社、お宮さんの周辺については公園を充てて、お宮さんはそのまま存続できるような形でしょうと思います。

会長 ほかに何かございませんでしょうか。

委員 すみません、ただ単純に疑問というか感じたことをそのまま言わせてもらおうと、私、加西市の農会長会の会長をさせてもらって、土地の利用ということも含め、雇用も含め、ありがたい対策かなと感じています。ただ、今日お話を聞きしていて、まず感覚的にわからなかったのがデシベルというお話が出ましたが、70とか60とかという数字が出ているのですが、明らかに高い低いはわかるのだけど、実際どれぐらいの音なのかというのがわかってないので、今日も向こうへ行って50メートルはこれぐらいですよという話が出ましたが、50メートルで多分例えば5デシベルとか10デシベルは下がるのであろうと思うのですが、その中で赤いところですかね、今お家が立っているところ、あそこは今までと同じ状態、つまり第2種というのですか。という形ですよとおっしゃいましたが、そうしたら4が3になるのに50メートル置いているのにその隣とか赤い家があるわけですよ。赤のこっちの。じゃ、50メートル空いてないよなっていうような気がしたのですよ。すぐ隣ののに極端な言い方をしたらここまでが第3で、ここからが2、そうなるのかなと。3にするために50メートルバッファゾーンというのですか、空けてはるのに、うーん、どうなんやろうというふうな、正直言って疑問には感じます。

会長 事務局、何かご意見ありますか。

事務局 すみません、今言われていることのもう一度確認なのですが、この周りは一応これ2でこの周りが一応3ということになっているのです

が。

委員 僕の勘違いかもしれない。

事務局 いきなり4にならないように、間に3を入れているという考え方です。

委員 そうですね。だから、その極端な言い方をしたら4のところから3のところの50メートルの間に3になるであろうと僕は解釈したのです。工場が4で、その端の50メートル分、間を空けることによって音が小さくなると僕は解釈したのですよ。工場のところは4だけでも、そのバッファゾーンの間には音が小さくなって3になるじゃないのですか？

委員 ちょっとごめんなさい、最初のお話。今まで理解をしているやつ、マイクフォンをそこへ持ってきたら大体60ぐらいです。委員さんのお話をされていてちょっと大きめでされましたでしょう。そしたら70台。

委員 あれで70ぐらい。

委員 道路へ行って、道路のそばで音を測っていたら自動車がばあっと走ったのが70台の後半、でも何もないとき、遠くの音とか何とかやったら60台。だから環境基準を守るようなレベルになっているのですね。だから、今ここでお話して、会議室だったら50ぐらいが推奨されていますので、普通にお話をしたら大体60と思ってくださったらいいと思います。

それからバッファゾーンの話ですけどね、お家があって、これ調整区域ですね。周りが工場ができてしまったといったときに、調整区域は2種ですから、で、ここの工場は4種ですね。そういつて今説明がありました。4種、工業地域はね。で2種と。そこ間に2つあった3種と2種の場合は何も調整しません。ところが、4種と2種とか4種と1種とかね、3種と1種とか、間に1個挟まっていたら、そこはもう一つ種類を持ってきなさいよというのが県の通達に入っているのですね。ですから、家があったら家のためにこの工場を建てたときにここから家の周り50メートルは3種の規制がかかりますよと。4種じゃなくてね、3種はもっと厳しくなるのですね。工場がここまでその3種に入ってしまったら、ここの規制基準は3種の規制基準ですよと。50メートルより中側に工場を立てる場合はこれは4種の規定でオーケーなのですね。そ

うというような、ちょっとバッファゾーンというのはそういう考え方で今運用されております。

委員 意味がわかりました。ちょっと勘違いしていたみたいなのがあります。ありがとうございます。

会長 どうもありがとうございます。ほかに何かご意見、ご質問等がありますでしょうか。どうぞ。

委員 ちょっとだけいいですか。2点ほど。環境のほうも今同じく言わしてもらったらよろしいですか。

先に、2のほう、加西インターのほうですけども、そのほうで今詳しく説明していただいてよくわかったのですけども、ここに振動に関しては規制がないのだというようなことがちらっと書いてあったように思えたのですけれども、私、授業をやる中で高速道路があつて、その下で高速道路のジョイントの振動もあつて周りの人が頭痛とかそういうのがあつたと、そういう状況があります。音のことは今言っているけども、同じように振動があるのに振動に対しての規制というのはどう測るのか、逆にどう対策していくのか、その基準がわからなかったのをそこを一つ聞きたいということです。

それからもう一つ、先ほど申しましたように環境のほうですけども、これが第2次計画ですよね。

事務局 そうです、はい。

委員 ということは、1次計画の検証はこれからというような感じのことをちらっと言われていたので、来年で終わるのに前年の達成基準というか、そういうようなものはどうだったのかなと。恐らく、これに書いてあったようなプランを立てて行動計画を立ててずっとやっていく中で改善をしていくはずですから、既にそういった1次の結果は出ているのではないのか。ある程度の評価というのは出ているのではないかな。その上に2次があるのではないかなというふうに思ったのですけれども、その数値というのが全然出てこなかったのも、それはいかがなものかなと、逆に思ったのですけど、それを見て。

事務局 まず、そしたらちょっと先ほどの環境の方を先に、計画のほうを先にご

説明させてもらいます。今おっしゃられるとおり、環境の部分については排出量を測定した最初のデータというのが、2年ほどちょっと遅れながら数値が出てきます。今、実際我々の方で掴んでいる最新のデータというのが2016年、平成28年、そのときのデータが今ちょっとあります。今からその29以降の分についてはいろんなデータが出てくるので、それをもとに数字を出して推計しながら評価をします。

その今出ている2016年、28年の状況なのですが、簡単にご説明すると目標は1990年度比25%、2020年度ですね——するというのが目標でした。それに対して、残念ながら1990年ぐらいからずとなかなかこれは国全体が、世界全体なのですが、なかなか削減できずに、加西市の場合は1990年に比べて64%増えています。2016年。ただ、今度2013年、2007年ですね、2007年から比べると31%というような状況になっています。もっというと2013年度から比べるとどうなっているかというと、今度は逆に8%減っているのです。ですので、やはり1990年度というのは京都議定書という一番最初、大きな枠組みが世界で決まったときなのですが、そのときはなかなか今からやりますよという感じなので、どんどんどんどん伸び盛りというので、なかなかこれは全国的にも世界的にも落ちなかったのですが、その後一定の経過が出てそれなりの効果は出ているという状況になります。ですので、これはこういったところの数字をもう少しご説明するべきだったのですが、ちょっとはしょってしまっただけで申しわけなかったのですが、こういったような内容のことも踏まえて、今度4月の部会の一番最初のときにはきっちりした数字を出していきたいと思っております。

それから振動のことですね、余り振動のことというのは言わなかったのですが、まず規制基準はお手元の資料の、こちらの資料でいいのですが、こちらの資料の2ページですね、これ環境基準については実を言うと振動がありません。騒音しか。

委員

資料の2-3にありますよね。それが基準になると。

事務局

はい。規制基準のほうは振動もございます。こちらのほうの資料2-3ですね。こちらのほうを見ていただくと、環境基準のところは騒音しかないのですが、その下側ですね、指定基準のほうは振動もこういった形で数値があって、今回市街化調整区域は1であったのが3種、4種になると今度は2になるという感じで、若干数値が60から65、昼

間であるとそういうふうに変わるという状況になっております。
振動に対しても、もし、環境基準、住友委員にちょっとお聞きしたいの
ですけれども、僕もちょっとわからなかった。振動にこれがないという
のは何か理由が逆に、ちょっと僕も。

委員

余り振動に関して言えば、はっきり言ってこの大きな振動、人間が感知
する振動はなかなかないのですね。一番振動レベルで人間が感知する
レベルは、一番低いところで55デシベルぐらいといっているのですね。
道路のそばで55デシベルあるかといったら、瞬間はありますよ、超え
ますよ。瞬間は超えますけど、ずっと例えば道路なんか5デシベル超え
てですけど時間感覚で評価しているのですね。何の話かわからないから。
そのときには50になるかならんかぐらいで、環境基準をつくったところ
ではほとんどがセーフになるということがあったのだらうと思います。
基準は工場から出る音ですから、これはまあはっきり相手がわかっている
わけですから、そこを鍛造機があつたりプレスがあつたりしたら60
出たり65が出たりするので、そのときの規制でやるというような格好
となっていると思いますね。
今、先ほどおっしゃっていた中国縦貫自動車道のジョイントの部分、振
動はあるのですが、絶対に。ただ、あるけれども、それをどうこうしな
さいということはちょっと何も言ってないね。

事務局

言ってないです。

委員

それについては。住民の方が例えば中国縦貫道やったら国の西日本にな
るのかな、道路のね、あそこに文句を言っていくと。言っていったら何
か対策をとってくれるかもわからない。それしかないのですよ、あえて。
例えば新幹線なんかずっと大阪から岡山まであるでしょう。問題がある
ところは住民の方が言いに行くのですね。市も合わせて。そしたらそこ
に大きな壁を建てたりするのです。あれがそうですよね、国の施策いう
たら。それですから、いかに、もしもご存じのところがありましたら、
その方が市を通じて、市に上げたらよろしい、行って来いいうて。それ
なら何か対策をとるかもわからないというのが現状ですね。

委員

実際に、原因というのが突き詰めにくいですね。

委員

いやいや、音ほどの……。そうですね、段差があれば絶対振動が出ます

からね。大型車が走れば絶対振動が出て、それが50メートルでも伝搬しますから。それはやっぱり問題やと、気分が悪なるねんと、寝られへんねんと言って、彼のところ（環境課）へ言いに行ったらいいのです。

会長 ありがとうございます。武田先生、何か。

委員 ちょっと多分ハザードマップでは別に特に引っかけられないというふうにおっしゃっていましたよね。

事務局 都市計画を決定するときにそういう調査をしているのですけども、水害ですとか、特に山じゃないので土砂災害はないのですけどもね。その区域ではなかったです。ちょうど今日資料をこちらのパワーポイントのほうで申しますと、このここで5と書いてあるページのところを見ていただけますでしょうか。

都市計画のほうの管轄、表紙がこういった資料で、右下に5と書いてあるページ、1枚めくってもらって3枚目ですか。2枚目の表になりますかね。そちらの5と書いてあるところが都市利用規制状況図と書いてあります。こちらにそのハザードのほうも印は打ってあるのですが、水害に関しては実は殿原町の集落のほうは0.5メートルまでの浸水区域になっております。ちょうどバスで行ったときに、途中で2車線のぐるぐる回ったときにどこでとまったか、何か喫茶店っぽいところに1回とまって、ちょっと車が右折しようとしてちょっと邪魔になって曲がりにくかったところありますか。その道より西側は水害、0.5メートルもの浸水区域になっているのですよ、実は。ちょうどその万願寺川がまず川の形状がこういう形状をしているのですよ。この形状の関係やと思うのです。ちょっと曲がっているところのこのあたりは0.5メートルの浸水になつとるのですが、ちょうどこの産業団地整備区域に関しては余り蛇行してないので、多分その関係で浸水の区域には入っていないじゃないかなという、これはちょっと想像の話なのですけども、調べたところそういった。

委員 最近の雨の降り方を見ているとちょっと心配になったので、これでいけるかなと。それで、やっぱりさつき見させていただいたら、ほとんど真っ平らなので水が出たら全部浸かるやろうという気がしたのですけど。

委員 地元の区長、代表区長ですけど、今言われたように殿原の集落のほうは

若干低くて万願寺川のところにある工場団地のところって高いんですよ。だから大丈夫なのだろうなというようには思いますけれども。

会長 ほかに何かございませんでしょうか。

副会長 ちょっとよくわからないことがあって質問したいのですが、まず低周波、それから電波障害、それと音の干渉といいますかね、響き合いとかその増幅するとかあるいは消されていくとかいう、そういったものに関しては今回余り関係ないのですか。

事務局 低周波に関しては、そこまでちょっと我々も余り考えてないところはあったのですが、例えば住友委員、そういう何かありましたらちょっと申しわけない。

委員 低周波は今のところ国としてこれをこういうふうに規制しようとか、県もないですけどね。そういうあれは全くございません。発生源は、これこれこれというのは大体わかっていて、またお家であったらお家の今エコなんかいっぱいありますよね。あれからも出ているのですよね。エコビルドとかエコエネファームであるとか、あるいは中にファンが入っていますからね。ただこういう状態で、ただしこの中の地区の低周波音をそういうふうに規制するとか基準をつくとかいうのは全く今のところ国も含めて何も考えていない。それで、先ほどおっしゃっていた増幅干渉、干渉は増幅も干渉も含めて地形とかビルの関係ですね。その関係で、ただ今日見てきたようなところではなかなかそういうのはないだろうというふうには思います。建物がいっぱい建ってくると、そこで音が消されたり干渉されたり増幅されたりはあり得るかもわからないけど。ですから、工場が建った後でそれがひょっとしたらどこかの場所で、ある場所だけが音が大きくなったり小さくなったりということはあるかもわからない。

副会長 前もってどうこうというのじゃなくて、その建物が建ってできて、結果また何かが生じたというのは別問題なのですか。

委員 いや、別問題とか、反射はやっぱありますからね。ここの工場から出ている、いやここの工場は反射してこっちへもっと飛んでいくというのと一緒ですよ。いうことはあり得るのですけどね。それでもって、法律

でいっているのはもうここの敷地境界でなんぼを守りなさいと、これはもう絶対守りなさいという罰則つきですからいうことしか言ってないですね。

会長

そしたら僕のほうから、ここは環境審議会ということと、それと加西市は生物多様性戦略をつくったり、生物多様性を保全しようということで利用が進んでいるということで、今回の騒音の問題とは直接関係がないのですけど、加西市がこの継続されたときに今回の地域の自然環境の調査みたいなものは何かされたのでしょうか。あるいはあそこにそういう絶滅危惧種のようなものはないのでしょうか？

事務局

基本計画、産業団地を整備するに当たりましては、このあたりこういった工区をつくりましょうという基本計画をつくる中で、コンサル会社なのですけれども、そういったところにどういった規制があって、どうその規制を外すためにはどういう手順を踏んでいかなければならないかを調べていただいているのですけれども、その中にはなかったので、自然調査、自然観察の調査についてはしていないと考えます。

会長

ということは、加西市の場合は水田のあぜとか何かにそういう貴重な植物が入っている可能性ってすごく高いですね。ですから、何かまだ時間的余裕があるのだったら埋蔵文化財の調査みたいにお金はかかりませんので、ほんと何人かが入って全体を見れば貴重な種があるかないかぐらいはわかりますので、せっかく生物多様性加西戦略をつくっているところなので、そういうことにも配慮したという。でも、絶滅危惧種があればそれをどこかに移すということで対応できますので、そんなにたくさん山の中ではないので、本当にちょっとの調査でできると思いますのでちょっとそこも考えていただいたらすごくいい計画になるんじゃないかと思いますので。

事務局

事前のその計画の中で、そういった自然環境の調査というか、既に調査がされていて、その部分はしなければならないとか、そこは大丈夫ですよという区分けがしてあるような資料があるのですね。そういった中には入ってなかったもので、恐らく大丈夫かなとは思いますが、会長が言われますように、ちょっとそのあたり確認はしてあって、今度また時間がありますので報告をさせていただこうと。

会長 加西市ではその細かい調査はしていませんので、だから土台になるような調査は今環境の方に調査をお願いしたいと言っているぐらいなので、だからまだそういうデータはないと思いますので、是非ともちょっと検討していただいたらと思います。すみません、騒音とは直接関係がないのですけども、環境審議会ということでちょっと言わしていただきました。

ほかに何かご意見等は。はいどうぞ。

委員 騒音、振動とはちょっと直接関係がないのですけど、この産業団地2つですね、市域面積の何パーセントぐらいですか。大体何割？じゃ、また計算していただいて。

事務局 $50 \div 1万5,000$ 。0.3%。産業団地いうても、今回の？

委員 はい今回の2つ。

事務局 今回の分という意味だと0.3%程度ですね。

委員 詳しく調査するまでもなく、産業団地に変えれば浸透面が減るし、水ですすね浸透面が減るし運送関係の会社が入れたら、もうこれは確実に二酸化炭素排出量が増えるであろうと考えるのが常識ですけども、でも地域の活性化とか雇用促進のためにそういうように計画されているのだったらもちろんそれはそれで考えのとおりなのでしょうけども、しかしこれだけ自然災害が全国各地で増えている中、やっぱり増えるとわかっていることを仕方ないと放置するのはどうかなと思うので、少なくとも第1次行動計画の達成の話がありましたけれども、それでも増えているという話ですよ。

だからそれをまずちゃんとしらないことには、産業団地が造成される前の段階でも増えていて、それに産業団地を造成って、それは確実に増えます。だから、2013年度と比べて2030年度に26%削減なんてあり得ないということになると普通は思いますよ。だから、それは1次行動計画の結果もちゃんとしないままこのままほうっておいたら、やっぱりやむを得ないとはいえ、もちろん別の目的では良いこともたくさんあると思いますけども、それはもう少し真剣に着実にやらないことには、これはえらいことになると思います。

だから家庭部門の省エネとかもうそのレベルではなく、運輸・産業部門

でもう莫大に増えてしまうという、そこにもう少し危機意識を持ってその企業にどれぐらい協力してもらえるのか、法的な縛りと積極的な、何か積極的にやったださる部分がどれぐらいあるのかということを明確にしてやらないと、やりたい放題やられたらせつかくこんな素晴らしい環境がある中、それはえらいことになると見ただけでわかりますよ。だから、そこら辺はちゃんとやってほしいと思います。

事務局 今言われていることは、一番数字を見ていて僕自身が一番つらいなと思います。

委員 そうですね。

事務局 感じているところであって。

委員 でもそれが現実なら、どこまでできるのかということは、やっぱりそれはできる限りのことはやらないと。

事務局 部会を設置させてもらって、先生にもご協力いただいて来年やるのですが、言われているとおりの産業部門が半分、運輸部門で25%ともう8割弱ぐらいが産業・運輸という状況になっています。そこをどうするかということになるので、部会のメンバーを選定しながらやる上でも、やっぱりそういったところも踏まえながら検討を一緒にしていただけたら助かるかなと思っております。

委員 他都市のように、例えば家庭への省エネとかそうやって市民にプレッシャーをかける前に、それをちゃんとやれよというがあるので、市の方針でちゃんと決めていただいてそれを先に示さないことには、運輸会社なんか特に24時間走り回ることになるので、それを先に押さえないとそれは本当に大変なことになると思います。

事務局 わかりました。よろしくお願いします。

会長 騒音の問題から一番のエネルギーの問題点も、まさに連動していますので、そういうようなことだと思うのですが、ちょうど予定の時刻となりました。それで、これ終わりたいと思うのですが、今回中野委員、住友委員に新たに入っていて、今回こういう協議ができた

ことというのは非常に有意義だったと思います。これからまだ部会も続きまして大変だと思うのですが、中野委員にはよろしく、いろいろ。住友委員にはまだ3月までよろしくお願いいたします。それでは、進行を事務局にお返しいたします。

事務局

ありがとうございました。それでは、日程の3に入りたいと思います。その他についてです。

次回審議会の開催日ですけれども指定させていただきたいと思います。令和2年2月4日（火）14時からということで、本日と同じこの場所で開催したいと思います。「加西インター産業団地区における騒音振動規制区域の指定に係る答申案及び環境基本計画進捗確認」について協議させていただきたいと思いますので、予定の程よろしくお願いいたします。正式な案内通知は12月下旬頃を目途に送付させていただきます。

また、役職の任期が来ているということが懸念されます。2月4日ですので。ただ、次の例えば区長さんであるとか農会長さんという立場の方は、多分初参会で変わられる可能性が非常に高いので、もし変わられたとされましても次の方との引継が多分非常にタイトだと思いますので、できましたら今の方が引き続いて出席していただきましたら非常にありがたいかなと考えております。

続いて2つ目ですけれども、産業団地の騒音振動規制区域の指定案について本日議論をしていただいた上、まださらに家に帰った後にこういうことを言いたかったなということがありましたら、11月29日までに一番最後につけております「騒音振動規制区域の指定に係る意見について」ということで、こういうのをつけさせていただきます。これをこれに書いて、ご意見がありましたら11月29日の金曜日までに、ファックスであるとかeメール、下に書いておりますので、その方法で提出していただきましたらありがたいかなと思います。

それから、これをファックスしていただいた場合、事務局のほうに届いていますかぐらいの電話をいただきましたら非常にありがたいかなと思いますので、よろしくお願いいたします。

次回の審議会では、このご意見も踏まえまして答申案を提出させていただく予定でございます。それでは、本日は長時間にわたってご議論いただき大変お疲れ様でした。これにて、環境審議会を終了したいと思います。ありがとうございました。